

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件(総務八八)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件(同八八)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件(中央選挙管理会一四)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
- (政治資金適正化委一三)

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(同一四)
- 日本国に帰化を許可する件(法務七〇)
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件(厚生労働五五)
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止及び廃止を許可した件(同五六)
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(農林水産四八八)
- 保安林の指定をする件(同四八九、四九三)
- 保安林の指定を解除する件(同四九四)
- 保安林の指定施業要件を変更する件(同四九五)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(国土交通二四八)
- 船舶安全法に基づく型式承認の失効をした件(同二四九)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(同二五〇、二五一)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同二五二)
- 旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件(観光庁四)
- 道路に関する件(近畿地方整備局一六)

- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 内閣府 消費者庁 会計検査院 最高裁判所
- 叙位・叙勲
- 皇室事項
- 官庁報告
- 国家試験
- 航空従事者技能証明等に関する試験の施行(国土交通省)
- 令和元年度旅行業務取扱管理者試験の公示(観光庁)
- 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)
- 公告
- 諸事項
- 官庁
- 有権者申出方、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
規約型企業年金清算人(就任関係)
会社その他

食品衛生法第四十条第九項の登録検査機関の製品検査の業務の廃止

登録検査機関の名称	株式会社 四国中検	廃止する製品検査の業務	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての細菌学的検査	平成三十一年四月三十日
-----------	-----------	-------------	---	-------------

農林水産省告示第四百八十八号

平成二十二年三月三十日農林水産省告示第四百五十三号（農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年七月二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 農地及び農業用施設に係る農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更は、増加し、又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く）が、変更前の工事費の額の三十パーセントに相当する額（その額が一千万円を超える場合は、一千万円。ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものについては、その額が二千万円を超える場合は、二千万円）を超えるものとする。</p>	<p>一 農地及び農業用施設に係る農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更は、増加し、又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く）が、変更前の工事費の額の三十パーセントに相当する額（その額が二百万円を超える場合は、二百万円。ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものについては、その額が二千万円を超える場合は、二千万円）を超えるものとする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一百五十二号）第三条第二項の規定により、農林水産大臣に協議しているものについては、なお従前の例による。

農林水産省告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年七月二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 保安林の所在場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内坂本字白川六〇二の三、六〇二の五、六一一の三、六一一の四の一、六一一の四の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産省告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年七月二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 保安林の所在場所 宮城県西白杵郡高千穂町大字押方字尾敷四〇二五、四一〇五の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産省告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年七月二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 保安林の所在場所 宮城県西白杵郡高千穂町大字上野字高籾平三七五三の二、三七五四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産省告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年七月二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 保安林の所在場所 徳島県三好市東祖谷榎尾六五五の一、六五六、六六三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

（一）東祖谷榎尾六五六・六六三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。